国土交通省関東地方整備局　政策広報誌
令和７年９月号（毎月発行・通算第 230 号）
責任者　広報広聴対策官室
Tel　048-600-1324

政策広報
関東地方整備局
第２３０号

関東の窓

◆　目　次　◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 洪水時避難の“ジブンゴト化”を促進する「避難行動促進ツール」を構築
　～鬼怒川・小貝川流域の常総市をフィールドに“全国初”の試み～
2. “令和７年度　官民連携基盤整備推進調査費　第４回案件募集”
　～民間と地方公共団体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～
3. 令和７年度　第 31 回「治水の日」慰霊・継承式典の開催について
4. 現場ニーズと技術シーズのマッチング 第７回現場試行結果発表 ～4 技術を普及促進技術に指定しました～
5. 「日本風景街道　関東優秀活動賞」を選定しました　～優秀活動表彰５ルート、特別賞１ルート～
6. 居住支援推進セミナーを開催します　～所属の垣根を越えた連携により高齢者の住まいと生活を支える～
7. 「常総水害から 10 年」の式典等を開催します
　～令和７年９月 28 日(日)　常総市地域交流センター(豊田城)で行います～
8. 首都圏外郭放水路・調圧水槽を幻想的に彩ります！
　～首都圏外郭放水路８つのパワーアップ計画・調圧水槽ライトアップをデモ公開～
9. 横浜港における CONPAS®の試験運用の実施について
　～横浜港本牧ふ頭の複数コンテナターミナルにおける同時実施～
10. 「八ッ場ダム周遊クイズラリー」を開始します！　～やんペンと八ッ場ダム探検！～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 23 名を新たに国土交通省 PPP サポーターとして認定しました！～PPP/PFI に関する相談体制を強化～
2. 地方整備局等による入札契約適正化キャラバンを実施
　～市区町村の週休２日工事の導入と拡大を推進します！～
3. １０月は「住生活月間」です～描こう、みんなにやさしい住まい～
4. １０月は「土地月間」、１０月１日は「土地の日」です。
　～土地月間作品コンテストの受賞作品が決定しました！～
5. 「令和７年度 改正マンション関係法に関する全国説明会」を開催します！
　～全国 47 都道府県で法改正の概要等を説明～
6. 全国の地価動向は全用途平均で４年連続上昇～令和７年都道府県地価調査～

7. サウンディング（官民対話）を希望する案件を募集します！
　　～地方公共団体等と民間事業者が官民連携推進に向けた対話を実施～
8. 下水道管路の全国特別重点調査について優先実施箇所の調査結果を公表します
　　～下水道管路に起因する道路陥没事故の未然防止に向けて～
9. ”地域活性化へ”官民連携基盤整備の支援事業を決定
　　～民間と自治体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～
10. 「道路法等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令を閣議決定
　　～安全かつ円滑な道路交通の確保と道路分野の脱炭素化の推進に向けて～
11. 道路をよりよくするための技術研究課題を募集します
　　～「道路政策の質の向上に資する技術研究開発」の募集～
12. 「港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」等を閣議決定
　　～気候変動に対応した港湾の保全及び災害時の港湾の円滑な利用の確保～

☆―☆

この広報に関する皆様からのご意見・ご質問・ご感想をお待ちしております。
どしどしお寄せ下さい。あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、
左記のアドレスまでご連絡下さい。　　mailto:ktr-mado@gxb.mlit.go.jp

事務局　国土交通省 関東地方整備局
広報広聴対策官室
TEL:048-600-1324　FAX:048-600-1369

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 洪水時避難の ”ジブンゴト化” を促進する「避難行動促進ツール」を構築～鬼怒川・小貝川流域の常総市をフィールドに ”全国初” の試み～

鬼怒川･小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
鬼怒川･小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
（事務局：関東地方整備局下館河川事務所）

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨に伴う水害（以下「H27 水害」という。）を契機に、鬼怒川・小貝川（上流域および下流域）の大規模氾濫に関する減災対策協議会では、「逃げ遅れゼロ」を目指し、「マイ・タイムライン」の普及に取り組んできました。

H27 水害から 10 年の節目を迎えるにあたり、更なる水害リスクの“ジブンゴト化”を推進することを目的に、自分がいる場所の洪水リスクをよりわかりやすく、迅速かつ的確な避難行動を促すため、常総市をフィールドにスマートフォンを活用したツールを構築し、9 月 1 日から運用を開始します。

今後は本ツールをモデルケースとして、協議会構成自治体での活用を広めていく予定です。

〇主な機能等（別紙参照）

・常総市内において現在地を送信することで、鬼怒川・小貝川・八間堀川が氾濫した場合の浸水の有無や、浸水が及ぶ河川を特定できます。
・また、浸水深だけでなく、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域の有無も確認できます。
・さらに、建物状況を入力することで、水平避難または屋内安全確保などの避難行動の目安を確認できます。・洪水時には、常総市内の避難所の混雑状況をリアルタイムで確認できるサイト（VACAN）も閲覧できます。

※本システムは、常総市 LINE 公式アカウントでご利用いただけます。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02667.pdf

2. “令和７年度 官民連携基盤整備推進調査費 第４回案件募集“～民間と地方公共団体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～

企画部

国土交通省では、官民が連携して策定する地域戦略に資する事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するため、令和７年８月２９日（金）から、令和７年度支援対象案件の第４回募集を開始します。

これに伴い、関東地方整備局においても公募要領に基づく事前調整の受付を開始します。

･官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業

民間事業活動と一体的に実施する基盤整備の事業化検討について、地方公共団体に対して、調査費補助を行っています。（補助率：１/２以内）

･募集期間

令和７年８月２９日（金）～９月３０日（火）

・その他
　公募要領、応募様式などの詳細については、以下の URL をご確認ください。
・公募要領
　https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001465353.pdf
・応募様式
　https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr9_000019.html

添付資料：官民連携基盤整備推進調査費の制度概要
参考資料：国土交通省国土政策局地方政策課プレスリリース

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02675.pdf

3. 令和７年度 第 31 回「治水の日」慰霊・継承式典の開催について

利根川上流河川事務所

2025 年（令和 7 年）は、1947 年（昭和 22 年）9 月 16 日にカスリーン台風により利根川等の堤防が決潰した未曾有の大水害から 78 年目となります。そこで、下記のとおり、カスリーン台風で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、この教訓を後世に語り継ぎ、「流域治水」について広く流域関係者全員で考え、取り組むきっかけともなるよう、「治水の日」慰霊･継承式典を開催します。
　また、2025 年（令和 7 年）は、利根川水系における国による河川工事の先駆けとなった、1875 年（明治 8 年）、オランダ人技師による江戸川の舟運路を整備するための工事から 150 周年となることを記念して、治水対策の温故知新をとりまとめたパネル展示を併せて行う予定です。
　近年は気候変動に伴う頻発･激甚化する水害により、各地で甚大な被害が多発していますが、関係する自治体等とともに連携し治水対策を進める必要性について発信します。

１．日時：令和 7 年 9 月 12 日（金）9:30～（受付開始 9:00～）
２．場所：大利根水防センター室内（埼玉県加須市新川通地先）
３．式典内容：大利根水防センター内において献花、黙祷、決意文の宣誓等を実施。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02678.pdf

4. 現場ニーズと技術シーズのマッチング 第７回現場試行結果発表～４技術を普及促進技術に指定しました～

企画部

国土交通省では、「i-Construction」を推進するため、様々な分野の産学官が連携して、IoT、人工知能（AI）などの革新的な技術の現場導入や 3 次元データの活用などを進めることで、生産性が高く魅力的な新しい建設現場の創出を目的に、ニーズとシーズのマッチングや技術開発の促進などの取り組みを行っています。
　そのうち「現場ニーズと技術シーズのマッチング」は、現場ニーズに対応出来そうな技術を持っている企業を広く公募し、ニーズの内容とマッチングする技術につい

て、現場で試行を行い技術評価を行った上で、更なる技術改良や試行現場の拡大による現場実装を目指す取り組みです。
　この度、４技術について現場試行結果の評価を行い、普及促進技術に指定しました。

マッチングが成立した技術のうち、現場試行結果評価の高い技術については、関東地方整備局発注工事等への新技術の導入を図っていきます。
＜添付資料＞
　　別紙１現場試行結果技術一覧
　　別紙２各技術の現場試行結果

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02677.pdf

5. 「日本風景街道 関東優秀活動賞」を選定しました～優秀活動表彰５ルート、特別賞１ルート～

道路部

　風景街道関東地方協議会では、創意工夫のもと地域の魅力を発展させ、他のルートの更なる活動推進に繋がる取り組みを行ったルートに対し表彰を行っており、このたび、令和６年度の活動を対象に、日本風景街道関東優秀活動賞として、優秀活動表彰５ルート、特別賞１ルートを選定いたしました。

【関東優秀活動賞選定結果】

特別賞
　「信州ビーナスライン茅野（しんしゅうビーナスラインちの）」（長野県）
優秀活動表彰〔地域活性化への寄与部門〕
　「いたこあやめ花街道（いたこあやめはなかいどう）」（茨城県）
優秀活動表彰〔美しい国土景観の形成部門〕
　「『東京・迎賓地区』（とうきょう・げいひんちく）」（東京都）
　「時空から天空への道日光街道（じくうからてんくうへのみちにっこうかいどう）」（栃木県）
優秀活動表彰〔観光振興への寄与部門〕
　「東海道風景街道（とうかいどうふうけいかいどう）」（神奈川県）
　「千曲川・花の里山風景街道（ちくまがわ・はなのさとやまふうけいかいどう）」（長野県）

※表彰状伝達式は、各ルートの現地などでの開催を検討しております。
　開催前には、別途記者発表にてお知らせします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02691.pdf

6. 居住支援推進セミナーを開催します～所属の垣根を越えた連携により高齢者の住まいと生活を支える～

国土交通省関東地方整備局建政部
厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部

単身高齢者世帯の増加や持ち家率の低下等により、総合的・包括的な居住支援体制を構築していくことは、今後ますます重要となります。
そこで関東信越厚生局及び関東地方整備局共催で、「所属の垣根を越えた連携により高齢者の住まいと生活を支える」をテーマとしたセミナーを実施します。

【居住支援推進セミナー】（関東地方整備局及び関東信越厚生局主催）
１．日時：令和７年 10 月 24 日（金）13:00～16:00（受付 12：30～）
２．場所：さいたま新都心合同庁舎１号館５階共用会議室５―１
３．プログラム：〇制度説明　厚生労働省、国土交通省
〇基調講演　白川泰之氏（日本大学文理学部社会福祉学科　教授）
〇事例発表　株式会社ホッとスペース東京、足立区役所
〇グループワーク及び講評
詳細は別紙をご参照ください。
４．定員：100 名（先着順）
５．対象者：別紙記載
６．申込方法：９月 30 日(火)までに、別紙記載の URL よりお申し込み下さい。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02698.pdf

7. 「常総水害から１０年」の式典等を開催します～令和７年９月２８日(日) 常総市地域交流センター(豊田城)で行います～

下館河川事務所

令和７年は、平成２７年９月関東・東北豪雨による水害から１０年の節目の年です。水害に対する意識の風化を防ぎ、流域治水の取り組みをさらに推進させるため、式典・シンポジウムや防災イベントを開催します。
当日は行動宣言等のほか、基調講演・パネルディスカッション・１０年企画、さらには地域交流センター駐車場で、防災に関する体験コーナーや展示を行う予定です。

１．開催日時　令和７年９月２８日（日）１３：３０～１６：１５
２．開催場所　茨城県常総市新石下２０１０常総市地域交流センター（豊田城）
３．内容（詳細は別紙プログラムをご覧ください）
（１）１３：３０～１４：２０　式典
（２）１４：３０～１５：３０　シンポジウム
・基調講演
・パネルディスカッション
（３）１５：４０～１６：１５　１０年企画
・高校生書道部メッセージムービー上映＆書道パフォーマンス
・絵画コンクール表彰
・人文字メッセージムービー上映

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02699.pdf

8. 首都圏外郭放水路・調圧水槽を幻想的に彩ります！～首都圏外郭放水路８つのパワーアップ計画・調圧水槽ライトアップをデモ公開～

江戸川河川事務所

江戸川河川事務所が管理する治水施設である首都圏外郭放水路では、防災ツーリズムにおける８つのパワーアップ計画の取り組みの一つとして、ツアーの基幹コースである「地下神殿コース」を更にパワーアップさせ、調圧水槽内を様々な光と音で鮮やかに彩る新規コースの開始を予定しています。今回、新規コース開始に先立ち、ライトアップのデモ公開を行います。

首都圏外郭放水路は埼玉県春日部市に位置し、地底５０ｍを流れる世界最大級の地下放水路で、中でも調圧水槽は「防災地下神殿」とも称される壮大な地下施設です。放水路から調圧水槽に達した水は一時的に貯められ、毎秒 200 立方メートルの排水能力を誇るポンプで江戸川に排水します。首都圏外郭放水路は洪水時に中小河川の氾濫を防ぐための重要な役割を担っている治水施設です。

令和７年３月より開始した「首都圏外郭放水路防災ツーリズム８つのパワーアップ計画」では、従来の観光資源としてのインフラツーリズムをより深化させ、多くの見学者の皆様に楽しく「災害の自分事化」を身につけていただくための取り組みを進めています。

新設される「調圧水槽ライトアップコース（仮称）」では、「水害から流域を守る首都圏外郭放水路」をテーマに調圧水槽を光と音で幻想的に彩り、見学者の皆様に特別な空間を体感していただくと共に防災意識の向上とさらなる広域展開を目指します。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02714.pdf

9. 横浜港におけるＣＯＮＰＡＳ®の試験運用の実施について～横浜港本牧ふ頭の複数コンテナターミナルにおける同時実施～

港湾空港部

横浜港本牧ふ頭ＢＣ、Ｄ１、Ｄ４のコンテナターミナルにおいて、ＣＯＮＰＡＳ®の試験運用を実施しますので、お知らせします。なお、ＢＣコンテナターミナル（ＢＣ２ゲート）においては、ＣＯＮＰＡＳ®「原則予約」の試験運用を実施します。

関東地方整備局では、京浜港の国際競争力強化を図るため、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を目的としたシステムであるＣＯＮＰＡＳ®の導入を進めています。

８月１３日（水）・１４日（木）に実施した横浜港本牧ふ頭ＢＣコンテナターミナル（ＢＣ２ゲート）におけるＣＯＮＰＡＳ®原則予約の試験運用では、関係する皆様のご協力の下、大きな混乱もなく、ターミナルを利用する９割以上の車両によるＣＯＮＰＡＳ®予約を実現することができました。

今般、これまでの試験運用結果を踏まえ、下記のとおり横浜港本牧ふ頭にて試験運用を実施しますのでお知らせいたします。

＜試験運用の実施日時＞

令和７年１１月１３日（木）～２７日（木）<D1、D4、BC1>
令和７年１１月２６日（水）・２７日（木）<BC2>
※BC2 は原則予約の試験運用のため、２日間のみの実施

試験運用の詳細は、別紙をご参照ください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02720.pdf

10. 「八ッ場ダム周遊クイズラリー」を開始します！～やんペンと八ッ場ダム探検！～

利根川ダム統合管理事務所

八ッ場ダムでは、子供から大人まで楽しめる「八ッ場ダム周遊クイズラリー～やんペンと八ッ場ダム探検！～」を開催します。「八ッ場ダムを探検しながらクイズに挑戦し、限定クリアカードをもらおう！」参加費は無料です。
皆さまのご来場をお待ちしています。

１．開催日時：令和７年１０月１日（水）から景品配布終了まで
２．開催時間：９：００～１６：３０
３．配布場所：八ッ場ダム「なるほど！やんば資料館」１階受付

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02719.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 23名を新たに国土交通省PPPサポーターとして認定しました！～PPP/PFIに関する相談体制を強化～

この度、23 名の地方公共団体等及び民間企業等に所属する方、学識経験者を「国土交通省 PPP サポーター」として、新たに認定しました。
国土交通省は、ＰＰＰ/ＰＦＩ事業について豊富な実務経験や知識を有する PPP サポーター85 名と連携、相談体制を強化し、より一層、地方公共団体や地域企業等が PPP/PFI に取り組めるようサポートします。

１．国土交通省 PPP サポーターの認定結果

令和７年７月４日（金）から令和７年７月 25 日（金）まで募集した国土交通省 PPP サポーターについて、下記の通り、認定しました（詳細は別紙参照）。

※今回更新及び任期中のサポーターの合計数

	新規	継続※
地方公共団体職員	5名	15名
学識経験者	1名	5名
民間企業等職員（コンサルタント）	13名	24名
民間企業等職員（事業者）	3名	15名
民間企業等職員（金融機関その他）	1名	3名
計	23名	62名

合計85名

２．認定期間

令和７年９月１日（月）～令和９年８月 31 日（火）

３．その他

各国土交通省 PPP サポーターの詳細は、以下 の HP に順次掲載していきます。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-6-2.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000277.html

2. 地方整備局等による入札契約適正化キャラバンを実施～市区町村の週休２日工事の導入と拡大を推進します！～

市区町村の入札契約の適正化を一層進めるため、各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている管内市区町村に対し、直接、個別訪問により改善を後押しする「入札契約適正化キャラバン」を実施します。
令和７年度は週休２日工事の実施を重点テーマに、全国約１００団体に対して実施します。

国土交通省は、入札契約の改善の加速化のため、各地方整備局等において、取組が遅れている管内市区町村に対し、直接、個別訪問による働きかけを実施します。
令和７年度は週休２日工事の実施を重点テーマに、都道府県と連携のうえ、各地方整備局等建政部における入札契約適正化担当者が全国約１００の市区町村を直接訪問し、本年度中の週休２日工事の実施を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施することで週休２日工事の導入及び拡大の加速化を目指します。

【令和７年度 実施概要】

１．重点項目

市区町村における週休２日工事の実施

２．実施主体

各地方整備局等建政部　入札契約適正化担当者

３．対象自治体

全国計　約１００団体（週休２日工事実施率の低い地域を中心に実施）

４．実施時期

令和７年９月より

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00308.html

3. １０月は「住生活月間」です～描こう、みんなにやさしい住まい～

国土交通省では、住意識の向上を図り、豊かな住生活を実現するため、毎年度１０月を「住生活月間」と定めて総合的な啓発活動を展開しております。
３７回目を迎える今年度は、住生活月間中央イベントや住生活月間フォーラムを開催するほか、官民協力の下、全国各地で実施されるシンポジウム、住宅フェア等を通じて住生活の向上に役立つ様々な情報を発信いたします。

１．期 間

令和７年１０月１日（水）から１０月３１日（金）まで

２．関連行事の実施機関

国土交通省、地方公共団体、住生活月間実行委員会（会長 井上 俊之氏）、
住生活月間中央イベント実行委員会（委員長 仲井 嘉浩氏）など

３．主な行事

(1) 第３７回住生活月間中央イベント 住まいフェス in 長野 （資料１）

〇テーマ：やさしい住まいが創る、健康と安心の暮らし
～家族の笑顔があふれる快適、健康な省エネ住宅～

日 時：令和７年１０月１１日（土） １０：４５～１７：００
令和７年１０月１２日（日） １０：００～１６：３０

会 場：展示・テープカットセレモニー／長野市真島総合スポーツアリーナ
「ホワイトリング」

合同記念式典／The SAIHOKUKAN HOTEL（長野ホテル犀北館）２階
「グランドボールルーム」

(2) 住生活月間フォーラム　（資料２）
〇テーマ：これからの“住宅セーフティネット”を描く
～すべてのひとに、やさしい住まいを～
日 時：令和７年１０月２３日(木) １４：００～１６：３０
形 式：ＷＥＢ配信

(3) 第３７回住生活月間功労者表彰 ※功労者表彰受賞者は、９月下旬に公表予定

(4) 地方公共団体の関連行事予定　（資料３）

(5) 実行委員会会員団体の関連行事予定　（資料４）

住生活月間オフィシャルサイトはこちら
https://www.jh-a.or.jp/jyuuseikatu/top.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000234.html

4. １０月は「土地月間」、１０月１日は「土地の日」です。～土地月間作品コンテストの受賞作品が決定しました！～

毎年１０月を「土地月間」、１０月１日を「土地の日」と定め、地方公共団体や土地関係団体等と連携し、全国で『土地』に関連するテーマの講演会や無料相談会などを集中的に実施します。
『令和７年「土地月間」作品コンテスト』について、審査委員及び土地関係団体による審査を行い、受賞作品が決定しました。受賞作品は、ポスターや冊子に掲載され、広報・啓発に活用されます。

土地は、私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、貴重な資源です。土地基本法においても、土地所有者の責務として、適正な土地の利用及び管理並びに取引を行うことなどが定められています。
国土交通省では、国民の皆様が今一度身近な土地について考え、土地の制度に関する理解を深めていただけるきっかけとなるよう、１０月を「土地月間」と定め、広報活動等を展開しています。

１．実施期間
令和７年１０月１日（水）～３１日（金）
２．主　　催
国土交通省
３．協　　力
法務省、地方公共団体、土地関係団体

４．行事内容（別紙１参照）

・講演会の開催
・土地活用無料相談会の実施
・ポスター、啓発冊子の配布　　等

５．土地月間作品コンテスト（審査結果は別紙２参照）

○　応募期間
・令和７年４月１４日～６月２０日

○　審査委員（50 音順）
・田中 美帆 株式会社 cocoroé 代表取締役、多摩美術大学 非常勤講師
・谷山 智彦 株式会社野村総合研究所　シニアチーフリサーチャー
・吉冨 友恭 東京学芸大学環境教育研究センター教授
・吉原 祥子 公益財団法人東京財団　政策研究部マネージャー
・土地関係団体

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00105.html

5. 「令和７年度 改正マンション関係法に関する全国説明会」を開催します！～全国47都道府県で法改正の概要等を説明～

国土交通省は、法務省と連携し、今般改正されたマンション関係法（建物の区分所有等に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等）に関する説明会を全国 47 都道府県で開催します。

令和７年の通常国会において、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 47 号。以下「改正マンション関係法」という。）が成立・公布されました。

今般、改正マンション関係法の円滑な施行に向けて、国土交通省と法務省が連携して全国 47 都道府県で説明会を開催します。本説明会では、法改正の概要及び改正ポイントに加えて、改正内容を踏まえた標準管理規約に関して説明します。

１．対　象　者：区分所有者、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、ディベロッパー、マンション政策に携わる自治体職員　等
２．日時・場所：別紙参照（時間は各会場 14:00～15:30）※対面開催のみ
３．主 な 内 容：マンション関係法の改正概要・法施行の背景、標準管理規約について
※10 月 21 日(火)東京会場の説明の様子を録画し、11 月下旬頃「マンション管理・再生ポータルサイト」（https://www.mansion-info.mlit.go.jp/）でアップロード予定です。
４．参加費：無料
５．参加方法：事前の申込みが必要です。WEB 又は FAX によりお申込みください。
※申込期間：【WEB】９月 22 日（月）9:00 ～ 開催日前日の 18:00 まで
【FAX】９月 22 日（月）9:00 ～ 開催日３日前の 18:00 まで
※各会場定員になり次第、受付を終了しますので、お早めにお申込みください。
※お住まいの地域以外の会にも参加できます。

＜参加申込み先・問合せ先＞
○令和７年度 改正マンション関係法に関する全国説明会 受付窓口
HP：https://koushuu-setsumeikai.mlit.go.jp/m/r7_kaisei_mansion2
電話：0120-150-862　FAX:0120-150-855　※受付時間：9:00～18:00（土・日・祝除く）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000237.html

6. 全国の地価動向は全用途平均で４年連続上昇～令和７年都道府県地価調査～

全国の地価は、景気が緩やかに回復している中、地域や用途により差があるものの、三大都市圏では上昇幅が拡大し、地方圏でも上昇傾向が継続するなど、全体として上昇基調が続いている。

令和７年都道府県地価調査では、全国 21,441 地点を対象に、令和７年７月１日時点の価格を調査した結果、１年間の地価動向として、次のような結果が得られました。

【全国平均】
○ 全用途平均・住宅地・商業地のいずれも４年連続で上昇し、上昇幅が拡大した。
【三大都市圏】
○ 全用途平均・住宅地・商業地のいずれも上昇が継続し、上昇幅が拡大した。
・ 東京圏及び大阪圏では、上昇幅の拡大傾向が継続しているが、名古屋圏では上昇幅がやや縮小した。
【地方圏】
○ 全用途平均・住宅地・商業地のいずれも３年連続で上昇した。
・ 地方四市（札幌市・仙台市・広島市・福岡市）では、２年連続で上昇幅がやや縮小したが、その他の地域では住宅地が平成８年から 29 年続いた下落から横ばいに転じた。

・ 結果の詳細は、土地・不動産・建設業トップページから、「都道府県地価調査」のページを御覧ください。
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/index.html

・ 個別地点の価格等については、不動産情報ライブラリに掲載いたします。
https://www.reinfolib.mlit.go.jp/
（当日はアクセスが集中するため、非常につながりにくい状況が予想されます。）

「都道府県地価調査」とは：
国土利用計画法施行令に基づき、各都道府県知事が毎年７月１日時点における基準地の１㎡当たりの価格を調査し公表するものです。

※地方圏は、三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）以外の市区町村の区域です。
三大都市圏は、首都圏整備法等に基づく政策区域に応じて、全国の市区町村の区域を区分したものです。
各圏域に含まれる具体的な市区町村名は、都道府県地価調査の「これまでの発表資料」のページにある「三大都市圏の市区町村」を御覧ください。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo04_hh_000001_00067.html

7. サウンディング（官民対話）を希望する案件を募集します！～地方公共団体等と民間事業者が官民連携推進に向けた対話を実施～

地方公共団体等がＰＰＰ／ＰＦＩ事業を実施するにあたり、民間事業者が参画しやすくなるよう、民間事業者の意向やアイデア、関心、課題等を把握する「サウンディング（官民対話）」を行うことが有効です。
この度、国土交通省においてサウンディングの場を設けることとしましたので、全国の地方公共団体等からサウンディングを希望する案件を募集します。

１．サウンディング（第２回）の概要
開 催 日：令和７年 11 月 21 日（金）
開催形式：WEB 会議システム（Zoom を予定）により実施
２．募集対象
公共施設等の管理者等（地方公共団体又は独立行政法人その他の公共法人）
３．募集期間
令和７年９月 17 日（水）14 時から 10 月６日（月）17 時まで
４．募集案件
- 「事業発案の検討」、「事業化の検討」又は「事業者選定の検討」を行っている案件
- 20 件程度を選定（予定）
- 応募多数の場合、「サウンディング未経験」や「人口 20 万人未満」の地方公共団体を優先する場合があります。

５．応募方法
下記 Web サイト又は右記 QR コードからご応募ください。
また、案件登録様式を作成し、業務委託先コンサルタントへ提出ください。
【応募ページ】https://forms.office.com/r/xkZFNVs8Ww
※応募が多数の場合、１団体１案件とさせていただく場合があります。
６．今後の予定
サウンディングの対象となる案件を確定後、10 月下旬頃から、サウンディングに参加する民間事業者を募集する予定です。
７．その他
- 第１回目実績は下記ページに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000157.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000278.html

8. 下水道管路の全国特別重点調査について優先実施箇所の調査結果を公表します ～下水道管路に起因する道路陥没事故の未然防止に向けて～

埼玉県八潮市の下水道管路の破損事故を受けて要請している下水道管路の全国特別重点調査の優先実施箇所(約 813km)について、８月現在、約 730km で目視調査等を実施した結果、緊急度１の要対策延長は約 72km※１、空洞は６箇所※２、確認されました。

※１ 原則１年以内の速やかな対策が必要と見込まれる推計延長
※２ 貫入試験などにより空洞があることが確定した箇所数

１ ８月時点での調査結果（概要）
下水道管路の全国特別重点調査について、腐食しやすい箇所などの優先実施箇所に該当する管路延長は約 813km あり、これらの箇所で潜行目視やテレビカメラによる目視調査を約 730km、打音調査等を約 137km で実施した結果、緊急度１と判定された要対策延長は約 72km※１でした。また、空洞調査（路面や管路内からの空洞調査、簡易な貫入試験など）を約 285km で実施した結果、空洞は６箇所※２で確認されました

（うち４箇所で対策済み、残り２箇所は陥没の可能性は低いが早急に対策　実施予定）。

２　対応について

国土交通省としては、調査や判定が未了の箇所について、安全確保に最大限留意しながら、それらの速やかな実施と、要対策延長や空洞確認箇所について、道路管理者とも連携した対策の速やかな実施を要請しており、引き続き、これらの取組を技術的・財政的に支援してまいります。また、本調査結果については、有識者委員会での議論に反映してまいります。

（参考）全国特別重点調査の概要

令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受けた「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（委員長：家田仁 政策研究大学院大学特別教授）」の提言を踏まえ、国土交通省は、３月 18 日に地方公共団体に対し、管径２ｍ以上かつ平成６年度以前に設置された下水道管路を対象として、全国特別重点調査を要請するとともに、このうち優先実施箇所に該当する箇所は、夏頃までの実施・報告を求めていました。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000676.html

9. ”地域活性化へ”官民連携基盤整備の支援事業を決定～民間と自治体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～

国土交通省は、「官民連携による地域活性のための基盤整備推進支援事業（官民連携基盤整備推進調査費）」の令和７年度第３回配分として、地方公共団体が実施する１件の調査（道路）の支援を決定しました。

本事業は民間の設備投資等と一体的に計画される地方公共団体のインフラ整備（道路・河川・都市公園・市街地整備・港湾・空港等）の事業化検討を支援するための制度です。

配分先：地方公共団体
補助率：１/２以内

【添付資料】
・別添１　令和７年度第３回実施事業一覧
・別添２　令和７年度第３回実施事業概要（調査計画書（案）の概要）
・別添３　官民連携基盤整備推進調査費の制度概要

【その他】
・募集情報や過去の実施例等は以下をご覧下さい。
国土交通省 HP「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業」
（https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000174.html

10. 「道路法等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令を閣議決定～安全かつ円滑な道路交通の確保と道路分野の脱炭素化の推進に向けて～

令和７年４月に公布された道路法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 22 号。以下「改正法」という。）の施行期日を定める政令及びその施行に必要な規定の整備等を行う政令が、本日、閣議決定されました。

１．背景

改正法は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、平時からの備えと有事における初動対応の充実、インフラ管理の担い手不足への対応、道路分野における脱炭素化の推進等の措置を講ずるものです。

今般、公布の日に施行された一部規定を除き、改正法の施行期日を定めるとともに、その施行に必要な規定の整備等を行うための政令を制定します。

２．概要

（１）道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法（公布の日に施行された規定を除く。）の施行期日を、令和７年 10 月１日とします。

（２）道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

[1]国土交通大臣が都道府県又は市町村に代わってこれらの地方自治体の管理する防災拠点自動車駐車場の改築等を行う場合に代行する権限等について、規定の整備を行います。

[2]道路の脱炭素化の推進のため占用許可基準を緩和する物件及びその設置場所を定めます。

[3]その他所要の改正を行います。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001995.html

11. 道路をよりよくするための技術研究課題を募集します～「道路政策の質の向上に資する技術研究開発」の募集～

令和７年８月 29 日に開催した第 55 回新道路技術会議において、令和８年度から着手する道路政策の質の向上に資する技術研究開発の研究課題を募集することとしました。

国土交通省では、「学」の知恵、「産」の技術を幅広い範囲で融合し、道路政策の質を一層向上させるため、平成 16 年 10 月より新道路技術会議（委員長：那須 清吾 高知工科大学経済・マネジメント学群 教授）を設置しており、この度、下記のとおり「道路政策の質の向上に資する技術研究開発」の本格研究として採択する研究課題を募集します。

１．募集期間

令和７年９月 19 日（金）から令和７年 10 月 31 日（金）

２．研究期間

令和８年度から３年間以内

３．公募パターン

・道路行政の技術開発ニーズに対応する研究

・提案型研究開発　（道路行政の技術開発ニーズに記載はないが、新たな発想に基づく研究開発の提案で、道路行政の進展に資するもの）

４．募集要領等
・本格研究　募集要領及び提案様式
（https://www.mlit.go.jp/road/tech/shinki/koubo.html）　国土交通省 HP
・道路行政の技術開発ニーズ
（https://www.mlit.go.jp/road/tech/donyu/index.html）　国土交通省 HP

５．その他
・「道路政策の質の向上に資する技術研究開発」のうち、FS 研究・短期研究については引き続き、随時募集しています。（次回〆：11 月末）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001990.html

12. 「港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」等を閣議決定～気候変動に対応した港湾の保全及び災害時の港湾の円滑な利用の確保～

「港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が、本日、閣議決定されました。

１．背景

令和７年４月 23 日に公布された「港湾法等を一部改正する法律（令和７年法律第 25 号。以下、「改正法」という。）」の気候変動に伴う海水面上昇に対応して港湾の保全を図るための協働防護計画制度の創設等に関する規定は、その公布の日から６月以内の政令で定める日から施行することとされているとともに、倒壊した場合に緊急物資等の輸送に支障を及ぼす恐れのある港湾施設への勧告制度の拡充に関する規定は、その公布の日から１年以内の政令で定める日から施行することとされていることから、今般、改正法の施行期日を定めるとともに、施行に必要な政令の整備を行います。

２．概要

（１）港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法の施行期日を令和７年 10 月１日とするとともに、倒壊した場合に緊急物資等の輸送に支障を及ぼす恐れのある港湾施設への勧告制度の拡充に関する規定の施行期日を令和８年４月１日とします。

（２）港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

[1]　港湾法施行令の一部改正

○　港湾法施行令第 22 条第２項においては、国土交通大臣の職権について、地方整備局長等も行うことができる旨を定めています。

○　改正法において新設された港湾法第 51 条の６第９項等の協働防護計画に係る助言の職権については、個々の港湾や地域の実情に即して行うことが効果的な場合もあることから、地方整備局長等も行うことができることとします。

[2]　宅地建物取引業法施行令の一部改正

○　宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買契約等が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして相手方に書面で説明させなければならない法令上の制限として、協働防護協定及び災害応急対策港湾施設使用協定に係る承継効※に関する規定を追加します。

※売買等で土地の所有者等が代わっても次の所有者等に協定が引き継がれる効力

［3］　その他

○　その他所要の改正を行います。

３．スケジュール

公　布：令和７年９月 25 日（木）

施　行：令和７年 10 月１日（水）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/port07_hh_000252.html